

監査委員告示第9号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

平成25年11月29日

木津川市監査委員 藤原 義明

木津川市監査委員 西岡 政治

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 平成25年10月28日（月）
- 2 監査対象部局及び監査の対象
 - 保健福祉部
 - 社会福祉課
 - ・生活保護制度の市民への周知の取り組み等について
 - 国保医療課
 - ・保健予防事業等の推進や啓発強化の取り組みについて
 - ・各種医療制度における所得制限について
 - 健康推進課
 - ・献血推進の取り組みについて
 - 子育て支援課
 - ・保育料の滞納対策に係る法令に基づく具体的な取り組みについて
 - ・保育士の正職率向上に向けた具体的な取り組みについて
 - 高齢介護課
 - ・山城地域における地域包括支援センター業務の委託に関する検討経過及び業務委託の内容並びに委託後の業務実施状況と担当課との連絡体制について

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において概ね適正に処理されていた。

【社会福祉課】

保護費支給に関し、現金支給時における受領確認については、受領に際し本人署名を求める等の改善や工夫を施すことにより、事務の一層の確実性、堅実性を高められたい。監査の主旨に沿って具体的な検討を進められたい。

【子育て支援課】

保育料の平成24年度決算において、収入未済額が2,940万2,821円と多額となっている。保育所滞納対策等の実施に関する規則（平成23年9月1日施行）に則った滞納対策が極めて不十分と判断する。

平成24年度決算審査においても指摘しているが、公正、公平性を担保するためにも法令に基づく適切な対処が必要である。債務者は他の市債権とも重複していることもあるので、市全体として早期に有効的な債権回収体制を構築され取り組まれたい。

また、回収不能となった債権の不納欠損処理についても適時に適正処理されたい。